

報 道 資 料

発表日：平成27年8月18日
所 属：県土マネジメント部
まちづくり推進局建築課
担 当：監察係 森、山田
電 話：0742-27-7564
内 線：4423

「建築物防災週間」における防災査察の実施

「建築物防災週間」は、広く一般の方々を対象として、建築物に関連する防災知識の普及や、防災関係法令・制度の周知徹底を図り、建築物の防災対策の推進に寄与することを目的として、年2回設けられており、その期間中には職員の立入による防災査察を実施しているものです。

記

1 実施期間

平成27年8月30日(日)から9月5日(土)まで

2 対象建築物

建築基準法で定める特殊建築物で不特定多数の方が利用する目的で供されるもの

3 重点事項

- (1) 対象建築物の違反是正指導
- (2) 対象建築物に対する定期報告の徹底

4 具体的実施事項

(1) 防災査察

適正な維持保全による建築物の安全性を確保するため、定期報告の提出されていない建築物を中心に、特定行政庁の職員及び消防署職員が現地において建築物の状況を調査し、必要な指導を実施します。

また、奈良県建築課では、川崎市簡易宿所等相次ぐ火災事故をうけ、更なる建築物に関連する防災知識の普及等を図るため、上記期間に加え、平成27年8月24日(月)から8月28日(金)及び平成27年9月7日(月)から9月11日(金)の期間においても、独自に防災査察を行います。

(2) 広報活動

所有者・管理者の方への理解を深めるため、別添パンフレットの配布、公共施設等での啓発ポスターの掲示及び奈良県ホームページでの広報を行います。

5 実施結果等の報道発表

防災査察の実施結果については、後日、報道発表する予定です。